# 京都府訪問リハビリテーション等支援事業実施要領

（趣旨）

第１　本要領は、地域医療再生事業費補助金交付要綱に基づき、介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第８条の２第５項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）を実施する事業所の備品整備に要する経費に対し、補助金の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業の実施者）

第２　府内に主たる事務所を有する医療法人、社会福祉法人等の法人で、府内において訪問リハビリテーション等の事業を行う者（以下「補助対象者」という。）とする。

（補助対象経費等）

第３　補助の対象とする経費は、補助対象者が府内に訪問リハビリテーション等を新たに(一定期間の活動休止後の再開を含む。)行うため購入する備品の整備費（以下「初度備品整備事業」という。）又は補助対象者が当該年度の４月１日以降に、既設事業所の従事者（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に限る。）を増員した場合に、新たに購入する訪問専用車両の整備費（以下「訪問専用車両整備事業」という。）とする。

２　補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第４　補助金の交付の申請を行おうとする者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式１）を京都府健康福祉部リハビリテーション支援センターあて提出するものとする。

（実績報告）

第５　補助対象者は、事業完了後10日以内又は翌年度の４月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式２）を、京都府健康福祉部リハビリテーション支援センターあて提出するものとする。

第６　この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要領は、平成24年１月５日から適用する。